

## 令和4年度やまがた「人・農地」リニューアル事業費補助金交付要綱

### (交付の目的)

第1条 知事は、新規就農者や地域の担い手が行う遊休農地の再生利用活動を支援するやまがた「人・農地」リニューアル事業実施要領（令和2年4月1日付け農計第8号。以下「実施要領」という。）に基づき、事業実施主体が行う事業に対して市町村が補助する経費について、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で市町村に対し補助金を交付する。

### (補助対象経費及び補助金の額)

第2条 補助金の交付対象となる経費、補助金の額は別表に定めるとおりとする。

### (補助金交付申請)

第3条 市町村長は、規則第5条に規定する交付申請書について、知事が別に定める日までに、事業計画書（別記様式第1号）を添付したうえで、知事に提出するものとする。

2 市町村長は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方交付税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下、「消費税仕入控除額」という。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該交付金に係る消費税仕入控除額が明らかでない場合は、この限りではない。

### (交付の条件)

第4条 規則第7条第1項第1号に規定する軽微な変更は、別表に定めるとおりとする。

2 規則第7条第1項第1号の規定により知事の承認を受けようとするときは、変更等承認申請書（別紙様式第2号）を知事に提出しなければならない。

3 規則第7条第1項第2号の規定により知事の指示を受けようとするときは、補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助金事業の遂行が困難になった理由及び遂行状況を記載した遅延届出書（別紙様式第4号）を提出しなければならない。

### (概算払)

第5条 知事は、必要と認めた場合は、補助金の概算払を行うことがある。

2 市町村長は、概算払を受けようとする場合は、概算払を必要とする理由を記載した概算払請求書（別紙様式第3号）を知事に提出しなければならない。

### (状況報告)

第6条 市町村長は、規則第12条に規定する状況報告書について、令和4年9月30日現在における状況を、令和4年10月30日までに状況報告書（別紙様式第4号）を添付したうえで、知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第7条 市町村長は、規則第14条に規定する実績報告書について、事業完了後30日を経過する日又は令和5年4月10日のいずれか早い日までに、事業実績書（別記様式第1号）を添付したうえで、知事に提出しなければならない。

2 第3条第2項ただし書により交付の申請をしたものは、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第3条第2項ただし書により交付の申請をしたものは、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額報告書（別紙様式第5号）により速やかに知事に報告するとともに、知事による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(帳簿の備付け等)

第8条 規則第21条に規定する帳簿及び証拠書類は、令和5年度から起算して5年間保管するものとする。

(間接交付の際付すべき条件)

第9条 市町村長は、事業実施主体に補助金を交付するときは、本要綱に準ずる条件を付さなければならない。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第 2 条及び第 4 条関係）

事業	経費	補助金の額	軽微な変更
やまがた「人・農地」 リニューアル事業	実施要領第 2 に定める事業実施主体が実施要領別表の事業メニュー欄（1）及び（2）に掲げる補助対象事業の実施に要する経費	補助対象事業に要する経費の 4 分の 1 に相当する額（算出された金額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）	次に掲げる変更以外の変更 1 事業の中止又は廃止 2 事業実施主体の変更 3 事業費の増額又は 3 割を超える減額